

～「大阪府消費者基本計画（第2期）」（案）重点取組1に関する令和2年度の取組案～

- 1 新学習指導要領が実施されるまでの間、先行で特例として実施される家庭科、社会科等での実践的な消費者教育の周知徹底と早期実現
 （R1実績 「府立学校に対する指示事項」重要事項として「消費者教育の充実」を新規設定）

- 2 「社会への扉」等の実践的な消費者教育教材等の活用
 - ① 府立高等学校、府立支援学校及び私立高等学校の校長会で教材を活用した授業の実施について協力依頼
 - ② 消費者教育教材を活用した授業を実施するための講師（実務経験者）を派遣15回予定（R1実績 府立高校6校 私立高校2校で活用）
 - ③ ・消費者教育推進モデル校（3校）を指定し、モデル授業を行い、内容をとりまとめた実践事例集を作成・配付（R1実績 府立高校2校、府立支援学校1校）
 ・モデル授業の実績を教育現場にフィードバックする手法を検討
 - ④ 継続して消費者教育の副教材（リーフレット）を作成、府内全高校及び支援学校高等部1学年、2学年に配付、消費者教育の授業での活用を促進

- 3 「消費者教育コーディネーター」等の育成・活用及び実務経験者による教育現場での授業の促進
 学校における消費者教育を担う多様な関係者と現場をつなぐため、調整をする役割として消費者教育コーディネーターを配置（平成30年7月）
 - ① 消費者教育コーディネーター育成のため、国民生活センター等が実施する消費者教育コーディネーター研修への参加、行政職員に同行し、市町村教育委員会指導主事の会議で消費者教育講師派遣事業を紹介・PR
 - ② 消費者教育コーディネーターの概要（業務内容）を作成し、教育庁の他庁内各部署の児童・生徒に関わる会議の場等、様々な機会を通じてPRし、教育現場の支援に努める。
 - ③ 消費生活相談員に加え、消費生活に関する様々な専門分野の実務経験者（※）をコーディネーターに委嘱し多様な支援ができる仕組みづくりを検討。（※）弁護士、行政書士、金融広報アドバイザー、大学教授など

- 4 教員研修等による消費者教育の指導力強化
 教材を活用した消費者教育の指導力を向上させるため、教員研修等を実施 7回予定（R1研修実績）

①	教職員向けに教育センター等において教材を活用した研修 府教育センターで、消費者教育研修及び高等学校10年経験者研修で取入れ
②	府立定時制通信制高等学校家庭科研究部会・私立高等学校家庭科研究会総会

③ 府内大学の教職員養成課程

5 その他

① 大阪府社会福祉協議会児童施設部会、私立専修学校高等課程連絡会において講師派遣事業の活用を働きかけ

② 市町村が実施する成人式における消費者啓発の支援（八尾市、泉大津市など）

6 今後取り組んでいくべき課題

① 教員研修等への参加者の確保

② 府が認定した「消費者教育学生リーダー」の活用

③ SNS を活用した情報提供